

令和 4 年 安全環境管理計画

深田サルベージ建設株式会社

1. 安全環境方針

- (1) 人命尊重を基本理念として、安全を全てに優先せよ。
- (2) 安全管理の責任はラインにある。
全ての管理監督者は、部下の安全に責任を持つ。
- (3) PDCA(計画、実施、チェック、見直し)サイクルを、まわして継続的改善を行い、安全活動システムを構築せよ。
- (4) 法令、規程、規則は、守らなければならない最低の基準である。
決められたことは、実行せよ。
- (5) 全員で取り組む、心身の健康管理と快適な職場の環境をつくろう。
- (6) 油・廃棄物の不適正な排出を防止し、青い海を守ろう。

2. 目標

しあわせ

幸福な会社を築こう、まず「事故ゼロ」

3. スローガン

怖いのは したはず 見たはず 言ったはず 恥ずかしがらずに再確認！！

4. 重点施策

- (1) 人を育てる。
 - 1) 健康を育む。(二次健診、時間外と休暇の取組み、新型コロナウイルス対策)
 - 2) 毎日の安全活動(KY、声掛け、ヒヤリハット・気がかり運動、指差し呼称)で一人ひとりの危険感受性を育てる。
- (2) 技術(安全と環境)を磨き、繋ぐ。
 - 1) 工事・作業のリスクを技術の伝承と、創意工夫により抽出し対策改善する。
 - 2) 安全サイクル(ミーティング ⇒ 点検 ⇒ 指示・確認 ⇒ 終礼)をまわし、事故防止と、経験の浅い者にはOJT(職場内教育)で、技術(仕事の方法、手段)・技能(仕事ができるカン、コツ)の伝承をはかる。
 - 3) 油流出事故防止対策の向上と確実な実行。

5. 実施要領と実施(達成)事項

- (1) 人を育てる。
 - 1) 健康を育む(二次健診、時間外と休暇の取組み、新型コロナウイルス対策)
 - ① 二次健診受診率をアップする。
 - ② ストレスチェックの結果、高ストレス社員へ正しい対応をする。

- ③ 時間外労働上限目標 60 時間以下と、有給休暇取得のため労働時間管理計画表を作成するなど計画的に長時間労働抑制をはかる。
 なお、現状、達成が困難な場合は地区安全環境委員会で議題にあげて原因と、対策に取り組む。
- ④ 新型コロナウイルスの対策(本社総務部通達)を遵守する。
- 2) 毎日の安全活動(KY、声掛け、ヒヤリハット・気がかり運動、指差し呼称)で一人ひとりの危険感受性を育てる。
- ① 【KY】 リスクアセスメントKYの内容の向上(全員発言、危険の掘り下げ、指差し呼称)をはかるため、店社安全パトロールなどの機会に関心を持って指導する。
- ② 【声掛け】 「危ない！」と思ったら声を掛け、回避させ、回避後に「なぜ危険か？」を教え、教えてもらった者は感謝する。
- ③ 【ヒヤリハット・気がかり運動】 報告件数の少ない職場、協力会社に対して総括安全衛生管理者等は、運動の活性化をはかり温度差をなくす。
- ③-2 安全環境委員会での 4R 対策は、次の優先順位で検討する。
1. 機械設備の改善、工具の使用等 2. 作業手順の改善 3. 保護具の使用
- ④ 【指差し呼称】 次の項目で指差し呼称を実施する。
- 【実施事項】 a. KY活動の重点実施項目(唱和項目)
 b. ヒヤリハットの対策で決めた呼称項目
 c. 過去に、事故対策で設定した呼称項目
 (例 ワイヤ内角、立入禁止区域、吊荷センター他)
 d. 服装、保護具(特に、眼鏡はヒヤリ報告が多い)
 e. 計器指針、弁の開閉、操作スイッチ入切、ドア開閉、施錠確認
 f. 作業前点検項目他
- (2) 技術(安全と環境)を磨き、繋ぐ。
- 1) 工事・作業のリスクを技術の伝承と、創意工夫により抽出し対策改善する。
- ① 工事・作業の責任者は、実施する工事・作業の計画・手順書について、
- 【検討事項】 a. 作業海域の気象・海象、水深の情報収集
 b. 現場の状況(吊りピース等の溶接状況、係留設備、墜落防止措置他)
 c. 技術本部からの指導、推奨
 d. 経験者や関係者(協力会社を含む)などから危険・有害リスクの意見、アドバイス
 e. 必要な保護具、測定器具
 f. トラブル(事故)発生時の対応処置
- などを検討し、リスクを抽出・対策を盛り込んで作成、周知して開始する。
- ② 工事計画書事前TV審査会の開催
- 【実施事項】 a. 全社の事前審査で意見を集約し、工事計画書の安全性、効率性を高める。

- b. 若手職員の技術力とプレゼンテーション能力の向上をはかる。
 - c. TV審査会の、回数を増やす。(目標: 1回/月以上開催)
- 2) 安全サイクル(ミーティング ⇒ 点検 ⇒ 指示・確認 ⇒ 終礼)をまわし、事故防止と、経験の浅い者にはOJT(職場内教育)で、技術(仕事の方法、手段)・技能(仕事ができるカン、コツ)の伝承をはかる。

- ① 慣れた作業、開始時間にかかわらず、責任者は作業前ミーティングを実施し、安全と作業能率の向上をはかる。

【実施内容】 ミーティングで行う主な内容

- a. 健康チェック
 - b. 工事・作業の計画、手順、方法、コツ等
 - c. リスクの対策(手順の急所 ⇒ 安全ポイント、コツ、やりやすさ)
 - d. 役割分担(知識・経験、技能、資格、健康状態などの確認)
 - e. フルハーネス安全带等の保護具の着用、使用方法確認
 - f. トラブル(事故)発生時の対応処置
 - g. 改善意見、質疑応答
- ② 作業前点検の励行と、作業中、陸員、海員を問わず機械・設備の異常を発見した場合は、責任者に報告する。
また、客先や協力会社等が管理する設備等に異常があれば、是正を依頼し、是正を確認後に作業を開始する。
- ③ ベテランから若手職員に、点検の着眼点など伝授して能力アップをはかる。
- ④ 工事・作業の責任者は、工事作業中におけるリスク対策実施を確認し、異常(新たな危険、トラブル)が発生した時は、関係者全員でミーティングし対処する。
- ⑤ 工事作業終了後に終礼を実施して、翌日作業の安全をはかる。

【実施内容】 終礼で行う主な内容(一部作業前ミーティングと重なる事項があるが念のために行う)

- a. ヒヤリハット・気がかりの有無、有の場合、可能な対策について行う。
 - b. 翌日作業の予定と工事・作業のリスク対策を周知
 - c. 作業手順、作業方法について改善の有無
 - d. 役割分担他
- 3) 油流出事故防止対策の向上と確実な実行。
- ① 船長、作業長は、各油流出防止の社内規定に基づき、給油作業(着火船、甲板上の発電機、フォークリフト等の給油を含む)ビルジ、廃油処理等の手順書を作成し、周知、監督する。
なお、弁開閉の誤操作など流出リスクのある機械・設備は事故防止処置をする。
- ② 船長、作業長、機器の取扱責任者は、定時点検(状況により点検頻度を増やす)を確実に実施する。
- ③ 給油作業等にできる限り支社・支店から訪船し、立会を行う。

6. 教育・訓練の実施等

(1) 各支社・支店の各課の課長、安全運転管理者等が社内ルールを教育、周知し記録する。

対象：社員と協力会社の関係者

- 【実施事項】
- a. 改訂版「社有自動車管理規定」の周知の研修会
 - b. 当社安全管理規程等の教育・指導
 - c. 油流出防止、廃棄物の適正処理
 - d. 中途採用者のOJTと、新規入場者教育のやり方

(2) 総務部実施の教育等(支社、支店総経課を含む)

- 【実施事項】
- a. 中途採用者の雇入れ時教育(海務課)
 - b. ハラスメント/メンタルヘルス教育
 - 1. 社員対象研修
 - 2. メンタルヘルス推進者の育成教育(外部講習)
 - c. 労働時間管理研修会

(3) 安全環境事務局の教育等・・・必要都度実施

- 【実施事項】
- a. 法定教育(職長教育、各特別教育(能力向上を含む)雇入れ時教育)
 - b. 協力会(祈願祭研修会)、総会研修会、船舶研修会(運航、船内作業事故防止)、他
 - c. リスクアセスメント(KY、化学物質)
 - d. 教育用DVDの作成と配付
 - 1. 計画の周知(含む 飛来・落下事故防止)
 - 2. 電動工具の取り扱い
 - 3. その他、ヒヤリハット情報等から必要と思われるもの
 - e. 最新の教材を検討(危険体感教育(外部依頼を含む)、他)

(4) 職員に必要な法定資格取得と、能力向上のための外部講習を推進し、人材育成をはかる。(法定資格は協力会社への指示・指導を含む)

- 【実施事項】
- a. 計画的に資格取得、能力向上のための有効な講習受講

(5) 訓練の実施

- 【実施事項】
- a. 総合訓練の実施(中国支社と連携)
 - b. 津波対策訓練
 - c. 寄宿舍(横須賀、大阪、中国、九州)の消防・避難訓練等(1回/年以上)

7. パトロール

(1) 本社

- 1) 社長・役員パトロール (工事、船舶、基地を適宜実施) 年6回
- 2) 全社総括安全衛生管理者パトロール(工事、船舶、基地を適宜実施) 年8回

- 3) 安全環境事務局パトロール 通期
 4) 本社各部訪船指導・懇談 通期

- 【実施事項】 a. 支社・支店と調整してパトロール対象現場を選定する。
 (目標: 1回/月以上実施)
 b. パトロール指示書と是正の確認をする。現地確認(記録)か是正報告書(写真)の受領で確認。
 c. 訪船した際は必ず、安全・衛生担当者記録簿に記録する。

(2) 支社・支店(全現場1回/月以上)

- 1) 総括安全衛生管理者パトロール 通期
 2) 安全管理者パトロール 通期
 3) 衛生管理者パトロール(1回/週以上) 通期
 4) 船舶・基地安全環境委員会訪船(ライン)指導・懇談 通期

- 【実施事項】 a. パトロール指示書と是正の確認をする。現地確認(記録)か是正報告書(写真)の受領で確認。
 「安全環境パトロール実施報告総括表」を本社安全環境事務局へ報告する。
 b. 訪船した場合は必ず、安全・衛生担当者記録簿に記録する。
 c. 安全環境委員会一議事録

(3) 作業所(所長巡視 安全環境パトロール実施要領に基づき実施)

- (4) 安全衛生協力会パトロール 年4回

- 【実施事項】 パトロール指示書と是正の確認をする。現地確認(記録)か是正報告書(写真)の受領で確認。

8. 監査

- (1) 年末・年始安全総点検 (安全統括管理者が実施) 12～1月
 (2) 船長業務、基地業務安全監査 (安全統括管理者が実施) 4～5月
 (3) 運航管理者安全監査 (安全統括管理者が実施) 6月
 (4) 運航管理者に対する内部監査 (支社 内部監査委員が実施) 10月
 (5) 本社業務内部監査 (内部監査委員が実施) 10月
 監査対象部署: 総務部、海務課、営業本部、工務部、技術本部
 (6) 安全環境事務局に対する内部監査(内部監査委員が実施) 10月
 (7) 安全統括管理者に対する内部監査(内部監査委員が実施) 10月
 (8) 社長に対する内部監査 (内部監査委員が実施) 10月

- 【実施事項】 a. 監査を実施し記録する。
 b. 監査員能力向上のため被監査部署からのアンケートを実施する。

9. 全社衛生管理者会議の開催

7月

本社関連部署や支社・支店の衛生管理者により全社衛生管理者会議を開催し、心身の健康づくり計画、新型コロナウイルスの感染防止等について、現状の把握、問題点の抽出、その対応策について討議する。

【実施事項】 決定事項の議事録を全社に周知する。

10. マネジメントレビュー

(1) 中間マネジメントレビュー

7月

(本社内部監査員、各支社・支店の安全管理者、衛生管理者も同席)

【実施事項】 決定事項の議事録を全社に周知する。

(2) 支社マネジメントレビュー

10～11月

10月又は11月開催の地区安全環境委員会で、9月(10月)以前開催の地区安全環境委員会で審議した見直し改善事項の集約及び、中間マネジメントレビューをふまえマネジメントレビューを行い、安全環境事務局に送付する。

(3) 経営トップマネジメントレビュー

11月

事故の情報、パトロール及び内部監査の結果等と支社マネジメントレビューをふまえて経営トップ等のマネジメントレビューを実施する。

11. 安全環境管理計画の作成と決定

(1) 安全環境管理計画スローガンの募集

10月中旬(募集) 12月中旬(決定)

安全環境事務局は、中間マネジメントレビュー等を考慮して、次年の管理計画スローガン等を募集し12月開催の安全環境委員会で決定する。

(2) 支社は自支社マネジメントレビューの結果をもとに支社安全環境管理計画(案)を作成審議し、安全環境事務局へ提出する。

11月中旬

(3) 安全環境事務局は、経営トップマネジメントレビュー、支社安全環境管理計画をふまえ安全環境管理計画(案)を作成し、安全環境委員会に提出する。

12月上旬

(4) 安全環境管理計画(案)は安全環境委員会で、支社安全環境管理計画(案)とともに審議・決定する。

12月中旬

以上